

議会資料	議案第 24 号
保険年金課	

志摩市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

第2期三重県国民健康保険運営方針（対象期間：令和6年度から令和11年度）において県は、被保険者の負担の公平性から、将来的には県内どの地域に住んでいても所得水準、世帯構成が同じであれば、保険料も同じであることをめざすとしており、保険料水準の「完全統一」に向けたステップとして、令和11年度までに標準保険料率への統一を行うとしています。それを踏まえ、令和11年度の標準保険料率への統一に向け、保険税率を段階的に見直していくため、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

※ 標準保険料率とは…県内の住民負担の見える化、将来的な保険料負担の平準化を図る観点から市町ごとに計算され、市町それぞれが保険料を計算する際の基準となるもの。

2. 改正する条例の要点

基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率について以下のとおり改定し、また、それらの減額についても改定するもの。

【第3条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の2、第7条の3、第8条、第9条の2、第9条の3、第23条】

○基礎課税額

所得割	6.65%	(+0.15%)
均等割	25,500 円	(+2,100 円)
平等割	20,100 円	(△ 500 円)

○後期高齢者支援金等課税額

所得割	2.81%	(+0.34%)
均等割	11,900 円	(+4,400 円)
平等割	7,800 円	(+2,000 円)

○介護納付金課税額

所得割	2.48%	(+0.38%)
均等割	13,000 円	(+3,100 円)
平等割	6,400 円	(+900 円)

施行期日：令和7年4月1日

適用：令和7年度以後の年度分の保険税に適用する。

〈参考〉改定案における軽減適用後の均等割額 ・ 平等割額

基礎課税額 (医療給付費分)		一般	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減
均等割額 (下段：未就学児)		25, 500	7, 650	12, 750	20, 400
		12, 750	3, 825	6, 375	10, 200
平等割額	一般	20, 100	6, 030	10, 050	16, 080
	特定世帯	10, 050	3, 015	5, 025	8, 040
	特定継続世帯	15, 075	4, 522	7, 537	12, 060

後期高齢者支援金等課税額		一般	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減
均等割額 (下段：未就学児)		11, 900	3, 570	5, 950	9, 520
		5, 950	1, 785	2, 975	4, 760
平等割額	一般	7, 800	2, 340	3, 900	6, 240
	特定世帯	3, 900	1, 170	1, 950	3, 120
	特定継続世帯	5, 850	1, 755	2, 925	4, 680

介護納付金課税額		一般	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減
均等割額		13, 000	3, 900	6, 500	10, 400
平等割額		6, 400	1, 920	3, 200	5, 120

○特定世帯 同じ世帯に属する被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯。該当月から最大5年間、基礎課税分と後期高齢者支援金等課税額分の平等割額が半額に軽減となる。

○特定継続世帯 特定世帯該当が5年を経過した世帯。最大3年間、基礎課税分と後期高齢者支援金等課税額分の平等割額が4分の3に軽減となる。

志摩市国民健康保険税条例(平成16年志摩市条例第152号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.50</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,400円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.65</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万5,500円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属

する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 20,600 円

(2) 特定世帯 10,300円

(3) 特定継続世帯 15,450円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.47を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について7,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 20,100 円

(2) 特定世帯 10,050円

(3) 特定継続世帯 15,075円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.81を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万1,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,800円

(2) 特定世帯 2,900円

(3) 特定継続世帯 4,350円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.10を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,800円

(2) 特定世帯 3,900円

(3) 特定継続世帯 5,850円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.48を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,400円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から

ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては、当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては、当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1

ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては、当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては、当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1

を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)
を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,380円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,420円

(イ) 特定世帯 7,210円

(ウ) 特定継続世帯 10,815円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,060円

(イ) 特定世帯 2,030円

(ウ) 特定継続世帯 3,045円

を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)
を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 17,850円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,070円

(イ) 特定世帯 7,035円

(ウ) 特定継続世帯 10,553円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,330円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,460円

(イ) 特定世帯 2,730円

(ウ) 特定継続世帯 4,095円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯
主を除く。) 1人について 6,930円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1
世帯について 3,850円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所
得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯
に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属
者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、
43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万
円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特
定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金
額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者
を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険
者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主
を除く。) 1人について 11,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに
定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,300
円

(イ) 特定世帯 5,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯
主を除く。) 1人について 9,100円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1
世帯について 4,480円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所
得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯
に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属
者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、
43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万
円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特
定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金
額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者
を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険
者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主
を除く。) 1人について 12,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに
定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,050
円

(イ) 特定世帯 5,025円

(ウ) 特定継続世帯 7,725円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,900円

(イ) 特定世帯 1,450円

(ウ) 特定継続世帯 2,175円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,950円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,750円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金

(ウ) 特定継続世帯 7,538円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,950円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,900円

(イ) 特定世帯 1,950円

(ウ) 特定継続世帯 2,925円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,200円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金

額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,680円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円

(イ) 特定世帯 2,060円

(ウ) 特定継続世帯 3,090円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,160円

(イ) 特定世帯 580円

(ウ) 特定継続世帯 870円

額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,020円

(イ) 特定世帯 2,010円

(ウ) 特定継続世帯 3,015円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,380円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,560円

(イ) 特定世帯 780円

(ウ) 特定継続世帯 1,170円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯
主を除く。) 1人について 1,980円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1
世帯について 1,100円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達
する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未
就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に
対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に
属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に
規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その
減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均
等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該
各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険
者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未
就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,51
0円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,85
0円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,36
0円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯
主を除く。) 1人について 2,600円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1
世帯について 1,280円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達
する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未
就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に
対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に
属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に
規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その
減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均
等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該
各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険
者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未
就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,82
5円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,37
5円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,2
00円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11,700円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,125円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,875円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,000円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,750円</u> 3 (略)	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,750円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,785円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,975円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,760円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,950円</u> 3 (略)
---	---